研究ノート

日加通商協定とMSA米国余剰農産物援助 無条件無差別待遇原則をめぐって一

はじめに

二八年一〇月に実質合意に至り、 年一一月、カナダのオタワで開始された日加通商協定締結交渉は、 安全保障法 通商協定が調印されるのはそれから約三ケ月後の三月三一日であっ 調印日程も視野に入る状況となっていた。しかしながら、実際に日加 らの本件協定文案確定の報告を受けて発電されたものである。こうし 和二九年一月五日の両国交渉担当者会談において協定文案が確定し の御苦労を多とす。」いわゆる「慰労電」である。 使宛に一通の電報を送った。「交渉妥結に当り貴使並に貴館員の段々 による日本の米国余剰農産物買付が日加通商協定に盛り込まれる無条 て日加通商協定は約一年二ケ月に及ぶ交渉を経て協定文案が確定し、 昭 この時間差は、 先の「慰労電」は在カナダ日本大使館 和二九年一月六日、 (Mutual Security Act, 以下、MSAと記す)第五五○条 前年から日米間で交渉が進められてきた米国相互 岡崎勝男外務大臣は、 以後協定文案の作成が進められ、 (以下、在加大と記す)か 在カナダ井口貞夫大 前々年の昭和二七 翌 昭

件の無差別待遇原則に反するとカナダが日本に申し入れたことに起因件の無差別待遇原則に反するとのよび、カナダは貿易制限・為替管理における無差別待遇の確保を重視し、特に小麦・大麦などカナダの主要対日輸出品九品目に対する無条件の無差別待遇供与が実質合意のキーポイントとなっていた。

新

見

幸

彦

た。 おける無条件無差別待遇原則に反するものであると主張したのだっ

米国をも含めた交渉が行われたのであった。 五五〇条による日本の米国余剰農産物買付をめぐり、日加間を中心にと主張した。以後日加通商協定の無条件無差別待遇原則とMSA第。の商業ベースの買付とは異なるものであるため同原則に反しない通常の商業ベースの買付とは異なるものであるため同原則に反しない。

対することとしたい。 本稿では、日加通商協定及びMSA第五五○条による日本の米国余本稿では、日加通商協定及びMSA第五五○条による日本の米国余

1 日加通商協定

(1) 交渉開始の背景

カナダは旧日英通商航海条約を復活させる意思はないが、両国間の通待遇などに対する意向を照会した。これに対しカナダは七月一六日、二四日付口上書によりカナダ政府に対し、サンフランシスコ平和条約二四日付口上書によりカナダ政府に対し、サンフランシスコ平和条約に別の通商協定交渉が開始された。これに先立ち日本は、同年四月日加間の通商協定交渉が開始された。これに先立ち日本は、同年四月日加間の通商協定交渉が開始された。これに先立ち日本は、同年四月日加間の通商協定交渉が開始された。

的としてカナダとの交渉を開始することとした。 制限及び規則に関する最恵国待遇問題を取り上げることを予期してい 在日カナダ大使館は、一〇月一一日、日加間の会談は関税、 備中であるとの考えを示した。そしてこうした考えを確認するごとく、 及び協定の草案はまだ出来ていないが大体最恵国待遇の原則を認め ナダ側は協定の形式や内容などに関し、 商関係を安定、 商協定交渉の用意がある旨を表明している機会に最恵国待遇確保を目 加間の包括的通商航海条約は一応見送るものの、 る旨日本側に伝えた。こうしたカナダ側の考えを踏まえ外務省は、 ある種の輸入品目につき税関での再評価の権利を留保するラインで準 ても差し当たり最も緊要な関税問題を取り上げるつもりであること 条約のような包括的通商条約を結んだことは無く、 オタワにおいて行いたい旨日本側に回答した。 且つ友好的基礎に置くための協定締結に向けた交渉を 戦後カナダは旧日英通商航 この後同月三〇日、 カナダ側において通 今回の交渉におい 課徴金、 Н カ

てカナダをターゲットとしたのだった。
米友好通商航海条約)に続く最恵国待遇獲得のための交渉相手国としこれら差別を撤廃していくことは喫緊の課題であり、日本は米国(日との、関税や為替・輸入数量制限などにより諸外国から差別的待遇

において約二四○億円、同二七年には約三四三億円の日本側大幅入超当時、日加貿易は日米、日豪に続く規模となっていたが、昭和二六年その第一の理由となったのは日加間の著しい貿易不均衡であった。

適用を受けることによって対加貿易を伸長させ、貿易収支が改善され はカナダから最恵国待遇を獲得し、 にあった。この一般関税の適用が日本の対加輸出を大きく妨げていた(8) 日 待遇関税 となっていた。その主たる要因は複関税国 ることを期待した。 カナダから輸入しており、 本産品に対して同国の最高税率である一般関税を適用していたこと 日本は小麦・大麦・木材パルプなどの食糧や原材料の多くを (ガット税率を含む)、一般関税の三本建) であるカナダ 日加間の貿易不均衡は拡大していた。 一般関税ではなく最恵国関税率の (英連邦特恵関税、 最恵国 日本

とが期待できること、 を危惧して最恵国待遇の供与を拒んでいる国に対し好影響を与えるこ 恵国待遇を獲得することは英国やオーストラリアなど日本の輸出増 国であったこと、そして英連邦内の重要メンバーであるカナダから最 為替制限を行わないカナダは日本の輸出促進を大いに期待し得る相手 念がなかったこと、 この他にも、日加両国の輸出品が競合せず輸出市場の争奪という懸 F, 、などがあった。 ・ル圏に属する 「硬貨国」 で通貨の交換性を有し

たが 本が最大の ルプが三大輸出品であった。 交渉を行う要因があった。 べ :輸出量を増大させていた。 方、 ルギーに次ぐ)の有力輸出市場であり、 カナダ側にも日本と最恵国待遇供与を前提とした通 輸出市場であり、 カナダにとっても当時日本は第四番目 このうち一九五二年において大麦は日 小麦は日本が六番目の輸出市場であっ こうしたカナダの対日輸出増と前述 大麦、 小麦、 木材パ 商協定

> 遇を受けてきたカナダは、 との重要性を認識しつつあった。 りカナダの対日輸出が危険にさらされる可能性とこれを回避するこ それが八:一となり不均衡が著しくなっていた。 に対する最恵国待遇供与に積極的であった。 カナダ政府は両国間の通商関係を律する満足な合意がないことによ 九五一年には六(対日輸出):一(対日輸入)、 iv 日本の対加輸出不振により、 |圏に属するためスターリング諸国から為替制限などの差別的待 米国とともに貿易自由化を推進し、 カナダ側の対日輸出 また、 英連邦構成国でありながら こうした状況の中、 翌一九五二年には と輸入の比率は 各

0)

得を主眼とした対加通商交渉方針と協定原案の策定を進めた。 こうした経緯や背景の下、 外務省はカナダからの最恵国関 率 獲

2 協定原案をめぐる交渉

訓令した。 協定原案によりカナダとの交渉を開始するよう、 協定原案を策定し、 昭和 二七年一〇月末、 同月三一日、 外務省はカナダとの通商交渉の基本方針及び 岡崎外務大臣は、 在カナダ井口大使に この基本方針及び

関税法上の任意評価権を少なくとも条文上認めないこと、 確保、 日本側原案の基本方針は、 2 最恵国税率適用に際する輸送条件の撤廃、 1 最恵国税率 (ガット税率を含む) (3) カナダ $\widehat{4}$ 通商

0

係も認めさせることなどを骨子としていた。 用の明示、(6) 英連邦特恵関税を承認するが日本と沖縄との特殊関上の数量制限及び為替制限を課する権利の確保、(5) 協定の暫定適

別待遇を受けており、 当時交換性のなかったスターリング圏の英連邦諸国から為替面での差 り込むよう主張することが想定された。また後者については、 日本製品の急増に対するセーフガードとしてカナダ側が協定条文に感 品のカナダ市場進出が自国産業に重大な損害を与える恐れのある場 が交渉の主要問題となると考えられた。 関税法上の任意評価権の問題と(4)の数量制限及び為替制限の問題 あったが、これについては既にカナダ側から同税率供与の考えが示さ のと思われた。 も為替管理の全廃とまでは行かなくともその緩和を強く求めてくるも に属し通貨の交換性を有するカナダは為替管理を行っておらず、反面 台 れており、 このうち日本側が最も重視したのはカナダからの最恵国税率獲得で 関税上の評価を恣意的に決定し得るという国内法の規定があり、 本原案に基づくカナダとの交渉においては 貿易自由化を国是とするカナダが日本に対して 前者につき、 カナダには外国 (3) のカナダ ドル圏

国待遇の要求であった。カナダは最恵国待遇の対日供与に対する国上の任意評価権の条文化と日本の貿易並びに為替管理における最恵示された。日本側原案に対する主な修正点は、やはりカナダ関税法側に手交され、これに対し翌二八年二月五日、カナダ側から対案が提問を収入して、カナダ側がらカナダー日本側協定原案は昭和二七年一一月一三日に井口大使からカナダー

内の反対を抑えるために是非必要な条項として関税評価権の条文化内の反対を抑えるために是非必要な条項として関税評価権の条文化内の反対を抑えるために是非必要な条項として関税評価権の条文化内の反対を抑えるために是非必要な条項として関税評価権の条文化内の反対を抑えるために是非必要な条項として関税評価権の条文化内の反対を抑えるために是非必要な条項として関税評価権の条文化内の反対を抑えるために是非必要な条項として関税評価権の条文化内の反対を抑えるために是非必要な条項として関税評価権の条文化内の反対を抑えるために是非必要な条項として関税評価権の条文化内の反対を抑えるために是非必要な条項として関税評価権の条文化内の反対を抑えるために是非必要な条項として関税評価権の条文化内の反対を抑えるために是非必要な条項として関税評価権の条文化内の反対を抑えるために

定のカナダ側修正案に対し、日本側は次のような方針により交渉には、日本とした。カナダ側関税評価権の条文化については、カナダの現行法制に鑑みカナダ側がこの点を留保するのは已むを得ないが、これはガットの評価原則に照らし適当ではなく、且つわが方には国内法とした。また貿易並びに為替管理における最恵国待遇の要求についてとした。また貿易並びに為替管理における最恵国待遇の要求についてとした。また貿易並びに為替管理における最恵国待遇の要求についてとした。また貿易並びに為替管理における最恵国待遇の要求についてとした。また貿易並びに為替管理における最恵国待遇の要求についてとした。また貿易・為替の自由化は理想論としては異議を唱えがは、日本としても貿易・為替の自由化は理想論としては異議を唱えがは、日本としてはこれを全面的に受け入れることはできず国際収支するわが方としてはこれを全面的に受け入れることはできず国際収支するわが方としてはこれを全面的に受け入れることはできず国際収支するわが方としてはこれを全面的に受け入れることはできず国際収支するわが方としてはこれを全面的に受け入れることはできず国際収支するわが方としてはこれを全面的に受け入れることはできず国際収支が、日本側は次のような方針によりであると考えた。

本の貿易並びに為替管理における最恵国待遇問題に関し新たな修正案国待遇につき両国間の交渉が進められたが、カナダ側は七月九日、日以後もカナダ側関税評価権の条文化や貿易並びに為替管理上の最恵

入れてきたのであった。カナ 又はグローバル・クオータ 割当制を廃し、OGL ら品目については従来日本側が採用している外貨予算の通貨別 さない無条件無差別待遇を供与することを求めた。 は日本がカナダに為替管理における国際収支擁護のための制限をも付 重要な小麦、大麦、木材パルプなど九品目の食糧及び原材料について しその一方でカナダは、 制限を原則的に承認するなど、 再び掲げながらも、 ても輸出競争力強化のためには安い原料・食糧をどこからでも買うと 日本の対加輸出が伸長することは望むところであるが、 ことを繰り返し述べ、)原則に切り換えることが日本のためであると考えて本提案を行った カナダ側の新たな修正案では、 その例外として国際収支擁護のための貿易・ 本提案は極めて「serious」なものであると強 (Open General License:包括輸入許可) カナダ側は、 より実質的な提案としてカナダの対日輸出上 (通貨区分のない予算枠) 日本側への歩み寄りが示された。 為替管理に関する最恵国待遇原則 日本への最恵国待遇供与により 具体的には、 制の適用を申し 輸入面におい 国別 制

しかしながら、当時の日本は外貨不足や西欧主要通貨の交換性未回

となる。 グ圏、 から輸入せざるを得なかったのである。
⁽³⁾
の均衡を図る必要があり、例え他国同様品より高価であっても相口の均衡を図る必要があり、例え他国同様品より高価であっても相口の均衡を図る必要があり、例え 遇の供与は困難であった。特に、オープン・アカウント圏の国々との 囲内で輸入が許可されており、 貿易関係においては現実的に難しい問題があった。 復などを背景に、 る方式で、 ントは、二国間の貿易差額を一定期間ごとにドルや英ポンドで清算す オープン・アカウント圏に区分され、 その反面、 決済に必要な外貨は輸出入の差額分だけなので外貨の節約 外貨予算制度の下、 相手国から輸出分に見合う相応の輸入を行い収支 特定品目に限定したとしても無差別待 為替決済はドル圏 それぞれの外貨割当の範 オープン・アカウ スターリン 国

求をめぐり交渉は困難な状況に陥り、停滞した。替制限緩和要求、特に前記九品目の為替管理上の無条件無差別待遇要日加両国は通商協定締結に向け交渉を重ねてきたが、カナダ側の為

(3)ガット仮加入問題と実質合意の成立

密接に関わるもう一つの重要案件があった。日本のガット仮加入問題日加間の交渉は困難な状況となったが、両国間には通商協定問題と

である。

オーストラリアなどの白人系英連邦諸国の反対などにより日本の日本は昭和二七年七月にガットへの加入申請を行ったが、イギリス

申請 内々に提示され、 ガット 持を得るためには、 替制限又は輸入数量制限にこそ問題の本質がある旨を力説し、 極の目標たる貿易の自由化は関税の引下げのみにては達成されず、 管理上の最恵国待遇を盛り込んだ日加通商協定の成立が日本のガット 持する米国の影響力を増大させることが期待された。 乱 するものの、 始まる締約国会議において日本のガット仮加入決議成立のためのキャ ガット仮加入問題が実質的に連動することとなる。 れることとなった。これまでの日加間の通商交渉においてもガットと を言明していた。このため、 ナダは日本側に、カナダは現行ガットに満足しておらず、 仮加入を支持する前提であり、 カナダに仮加入決議への支持を要請するが、 カナダから仮加入への支持を得ることは、白人系英連邦諸国の結束を スティングボードを握る国としてカナダを重視していた。 の関係については言及されてきたが、 の関税交渉を先送りして暫定的にガットに加入する仮加入方式が 英国の影響力を低下させ、 日 加入は進展しなかった。こうした中、 本のガット仮加入問題が翌九月の第八回締約国会議で討議さ 日本のガット加入に対しても同様の態度を堅持すべきこと 同じドル圏の米国とともに自由貿易主義を推進してきた 日本は昭和二八年八月四日付でガットへの仮加入を カナダ側の為替制限緩和要求 日本のガット仮加入に対するカナダの支 先決問題であるとの態度を示した。 相対的に日本のガット加入を強く支 この段階で日加通商協定交渉と カナダは貿易並びに為替 ガット事務局から加入の 日本は、 特に前述の九品目 このため日本は ガットの究 英連邦に属 九月から カ

> この後、 無差別待遇をカナダに供与することとした。こうして締約国会議にお 渉はオタワだけでなくガット締約国会議が開催されたジュネーブでも ブのカナダ代表団に対し日本のガット仮加入支持の訓電を発した。 (%) 成立に実質合意した。これを受け、カナダ政府は同日直ちにジュ 税事項に関し相互に最恵国待遇を与えること、 ける日本のガット仮加入決議採択直前の一○月二一日、 で合意される例外を除いて、 はもとより、 で進められ、 パルプなど九品目の無条件 などを条文で規定し、 を与えること(ただし、国際収支擁護のために必要な制限は行い得る) に貿易制限に関する無差別待遇及び外国為替制限に関する最恵国待遇 日加両国代表団間で行われ、 に対する為替管理上の無条件無差別待遇問題につき何らかの形で合意 日加通商協定を成立させる必要があった。 無差別待遇の供与について公文を交換するとの了解の下、 実質合意に基づく日加通商協定の協定文作成交渉がオタワ ガット仮加入へのカナダからの支持獲得のため、 年明け 昭 カナダ側の関税評価権および小麦・大麦・木材 和 一九年の (国際収支擁護のために必要な制限も行え その結果、 本件九品目に対する為替管理上の無条件 月五日には協定案文はすべて確 外務省は日加通商協定の成立 こうした事情の下、 両国が原則として相互 日加両国 両国 交 蕳

2 MSA米国余剰農産物援助

定を見たのだった。

(1) MSA第五五○条への着目

た。「相互 その につき一定の約束を得ようとする米国側と、 年五月、米国はMSAに基づき日本に軍事的援助を行う用意がある旨 力 日に共同 日投資及び中共貿易などが協議され、 の会談では、日本の防衛力増強、 田勇人自由党政調会長を自らの個 終的協定案に至らぬまま九月の第一二回会談以後、 から経済的援助を引き出そうとする日本側との間で交渉は難航し、 を表明し、 ントンではいわゆる 刀増強の ための日米間協議が東京で進められた。 この停滞するMSA交渉を打開すべく、 防衛問題や対日援助問題などの諸懸案につき米国国務省のロバ)中の一つとして、「相互安全保障法第五五○条の規定に基づき. 和二八年一〇月中旬、 ·相互安全保障法第五五〇条_ カナダが日本のガット仮加入支持の決定を行ったその頃 (W. S. Robertson))万ドルを目途とする物質を日本に供給する旨が含まれてい 必要性をはじめ両国間で意見の一 . 新聞発表が行われた。 日本はこれを受け入れるべく同年七月からMSA協定締結 「池田・ロバートソン会談」が行われていた。 日本とカナダの通商協定交渉が実質合意に 国務次官補ら米国側と協議させ この共同新聞発表では、 米国の援助、 は 人的特使としてワシントンに派遣 会談の結果として、 昭和 しかし、 致した諸点が 吉田茂首相は一〇月、 このMSA協定の枠組み 二八年七月の ガリオア返済問題 協議は中断され 日本の防衛力増 示され 日本の自衛 MSA法改 〇月三〇 ワシ た。 池 連 闰 対 最

 $\mathfrak{h}_{\widehat{\mathfrak{I}}}$ 要の生産増加のための援助規定にも期待感があっ め る はじめ関係省庁は、 使用せずに農産物を購入できることは大きなメリットであり、 の製品の購入の支払いに使用しなければならないと規定していた。 急的食糧輸入の必要性があったことも同条に着目する大きな要因と 和二八年)は水害や天候不順などにより農産物生産は凶作となり、 条に着目した。 通じ何とか経済的援助を得たい日本はその糸口としてMSA第五五○ 玉 償援助として使用することとされた。 で積み立て、 しないとの原則の下で友好国に輸出し、 して米国は、 なっていた。 |億五〇〇〇万ドル以下の資金を米国で生産される余剰農産物又はそ 五五○条の規定が実際にどのように解釈・運用されるのかを把握 の購入、および同国における国内需要のための生産増加に資する無 はMSA援助は軍事援助であるとの方針をとっていたが、 に際し付加されたもので、 余剰農産物による援助規定をMSAに盛り込んだのであった。 余剰農産物を処理するとともに新たな市場開拓を行う目的 当時米国は、 米国側 これを米国が軍事援助として輸入国における物資又は役 これら米国内で買い上げた余剰農産物を通常輸出を削 MSA第五五○条は、 への照会や情報収集を行っていった またこうした経済的援助の獲得とともに、 小麦を中心とした農産物の過剰在庫に直面 こうした条文上から得られる情報とともにMSA 米国余剰農産物を利用した援助規定であ MSA予算のうち一億ドル以 日本の観点からすると、 その代金は輸入国が自国通貨 た。 このため外務省 M 国内需 ドルを 昭 そ 緊 米 H

2 米国側意向の打診

貨の使途や買付条件などについても相当日本側に有利な条件を獲得す 二〇〇〇万ドル相当) てくる可能性」は相当あり、日本側の出方次第では「相当面白い結果本側が通常輸入量以上に輸入するということであれば米国側が「のっ本側が通常輸入量以上に輸入するということであれば米国側が「のっ 米国側の意向を打診するよう九月一八日在米大に訓令した。これに対 作による食糧緊急輸入の必要性にも鑑み、差し当たり二〇万トン位(約 が一〇〇〇万ドルから二〇〇〇万ドルの間であるとの情報、 うした報告や米国がMSA第五五○条に基づき日本に割り当てる資金 在の日米双方の諸般の状勢より見て小麦の他にはないと思われる」と 日本経済に有利となるよう米国側と交渉するためには、買付物資は「現 の余剰農産物を買い付け、 を引き出すことも可能との見方を示した。一方で在米大は、 の意向を打診するよう数次にわたり訓令した。これに対し在米大は、 日本への適用可能性や価格をはじめとする買付条件などにつき米国側 し在米大は、日本側が速やかに相当大きな額を「カウンター・オファー」 余剰農産物処理は米国側が積極的に売込みに出る立場であるので、 在米大と記す)に対しMSA第五五○条による余剰農産物買付資金の 昭和二八年八月から九月にかけ、外務省は在米国日本大使館 条件などにつき突っ込んで積極的な交渉を行えば、 他の物資による多額の給付は困難であると示唆した。(第) の小麦買付につき、 その売却代金として積み立てられた円貨 価格などの条件面も含めて 積み立てた円 外務省はこ 相当大量 そして凶 (以下、 Н

> 大量余剰を抱える小麦を通常輸入に加えて相当大きな額を買い付け ることができるであろうと報告している。 日本側に有利な条件で相当 「面白い」結果を引き出すことが可 こうして外務省は、 米国

ば、

であるとの見通しを持った

うにするか、 その代金の積立円貨を軍事だけでなく国内産業の発展に使用できるよ て交渉が行われることとなる。 以後、 いかにして「経済援助」という形で余剰農産物買付を行 そしていかにして有利な輸入条件を引き出すかをめぐっ

$\widehat{\underline{3}}$ 協定案の策定

国側もこの五○○○万ドルはMSA第五五○条に基づく対日余剰農産 農産物を五○○○万ドルまで買い付ける用意があることを表明し の買付に使用されるとの考えが示された。 こと、及びこの買付により積み立てられる円貨は日本における軍需品 額を一五○○万ドルとし日本側の希望により更に増額する用意がある 五五〇条に基づく余剰農産物買付をそのための一つの糸口として交渉 が開催され、 いて先ず米国側よりMSA第五五○条による日本側の余剰農産物買付 昭和二八年一〇月に入り、 同買付の大枠が設定されることとなる。 米国から何等か経済援助を得たい日本側 前述のとおり池田・ロバートソン会談 この後日本側は、 すなわち、 この会談にお は 本件余剰 M S A 第

業動 農産物売却によって得られる五○○○万ドル分の円貨(見返り 条に基づき日本は五〇〇〇万ドルを目途に米国から小麦を中 物売却の妥当な目標額であるとした。これとともに米国は、 1/2 余剰農産物を買い付け、 ○○○万ドル分に及ぶ額が日本における「充分な産業動員 ②軍隊が使用する軍事装備及び需品の日本における調達に使用 のため供与されるとの考えを示した。こうして、 員の基礎発展 ゆる域外調達に使用され、 のうち、 最低四〇〇〇万ドル分が日本ないし極東の他の友好諸国 のため日本側に供与されるという大枠が設定され その見返り円資金のうち四○○○万ドル分は 残りの一○○○万ドル分は日本の MSA第五五〇 対日 心とした の基礎発 され 笛 余剰 産

どが 米国 米国側よりMSA第五五○条に基づく日本への一 目として小麦を予定していたが、 側が最も重視したのは価格の問題であった。 た買付条件も日 日米国大使館を通ずるルートで交渉が進められた。 条件につい 五〇〇万~二〇〇〇万ドルを見積もっており、また買付条件として 示されたが、 .市場価格によることや輸送に際し米国船を五○%使用することな 方、 本件買付に際する価格や輸送方法などをはじめとする必要 高い小麦を使用船舶の規制も受けつつ輸入することは国内 いては、 |本側の希望と異なる旨を伝えた。 日本側は提示された割当額以上の買付を希望 池田・ロバートソン会談と前後して主に東京の在 米国小麦の市場価格はカナダ小麦よ 日本は本件買付の主要品 買付条件のうち 応の割当てとして 一〇月中旬には り日本

Ŧi.

が で示された日本側への割当額五〇〇〇万ドルのうち、 がないとの考えを示した。 格より安く売ることは困難であり、 んだ。 的に問題があり、 ことも研究中であるが、差額に対する補給金の出所がなく殆ど見込み (International Wheat Agreement:国際小麦協定) であることは認めるが法律の規定及び予算関係からみて米国市場)買付価格が実質的に二割の値引きとなり、 日本の産業発展のための贈与として使われることになれば小麦など しかし池田 日本側は米国市場価格よりも安い価格での売却を望 ・ロバートソン会談後も米国側は、 この際米国側は、 米国市場価格よりも安い 価格はほぼ釣り合うとい 池田・ロ 一〇〇〇万ドル 価格で売却する 米国小麦が高 バートソン会談 W 価

当する円貨は日本の産業・経済発展のため贈与され、 考えを示した。これにより交渉は進展し、一二月一〇日、(4) 渉は小麦の買付価格がネックとなっていたが、 うように考える他適当な方法はないと思うと日本側に伝えている。 麦の買付価格は米国市場価格より約二割安いIWA価格とするとの了 小麦五〇万トン、 においても約五〇〇〇万ドル相当の本件米国余剰農産物 を米国側に申し入れた。そして一二月二一日には米国側よりMSA第 に入り米国側は小麦の売却価格をIWA価格に準ずるものとするとの で下、 五○条による余剰農産物購入のための協定試案が提示され、^(雲) :についての批判が寄せられたこともあって米国側が譲歩し、^(④) 本件余剰農産物 大麦一〇万トン)を購入し、 (小麦五〇万トン、 大麦一〇万トン) 他の援助受入国から 購入総額の二〇%に 残りの円貨は米 (差し当たり 日本側 一二月 交 価

格

國の日本における域外調達に充てられることなどを骨子とする協定取極方針が決定された。これに基づき外務省は、MSA第五五○条により日本側が総額五○○○万ドルの米国余剰農産物を購入することを定める購入協定案と、同購入による生じる五○○○万ドル相当の円貨(見める購入協定案を一二月二八日付で作成し、米国側に提示した。外務省が本件協定を二本立てとしたのには、後者に一種の経済援助協定の体裁を持たせ、かつ将来の経済援助の受入れを可能にするような条文を盛り込む意図があった。

保証協定」とともに調印された。 する日米協定_ び見返り円資金の贈与や域外調達への使用に関する「経済的措置に関 剰農産物の売却・購入に関する「農産物の購入に関する日米協定」及 中旬には内容が固まり、 れがたいとした。その後、 米国政府は本件援助の他に継続的な経済援助を与える意思はないとし 合意したが、本件購入は 将来的に対日経済援助が供与されることを想定した条項は受け入 和二九年一月に入り、 が 他の 三月八日、 「ワンタイム・トランザクション」であり、 「日米相互防衛援助協定」及び「日米間投資 米国側は協定案を二本立てにすることには 両国間で協定案作成作業が進められ、 総額五〇〇〇万ドルに及ぶ米国 二月

無条件無差別待遇原則をめぐる交渉

3

(1) 日加間協議

する両国閣議の承認など、協定署名に向け必要措置がとられていくこ 題はすべて解決し、協定案が確定したとの了解に達した。これにより、 入れがなされたのだった。 協定の核心である無条件の無差別待遇原則に反するものであるとの申 第五五〇条に基づく日本の小麦・大麦買付は計画されている日加 までもう一つの山を越えなければならなかった。 以後は日本側による和文協定案の作成とカナダ側の確認、 とが見込まれた。 者会談において、 昭和二九年一月五日、 しかし、実際には同年三月三一日の協定調印に至る 両国交渉担当者は協定案文(英文)作成に関わる問 カナダ外務省における日加通商協定交渉担当 カナダ側からMSA 協定案に対 通商

示した。さらにハウ通商大臣は、 はMSA第五五○条に基づきアメリカから小麦や大麦を買い入れる事 MSA第五五〇条に基づく日本の小麦・大麦買付に関する書簡を手交 となる小麦・大麦などの無条件無差別待遇の原則に反するとの考えを を得られないこうした買入れは、 になると聞き及んでいるが、カナダ産小麦・大麦が平等な競争の機会 日 日 東京への伝達を要請した。同書簡においてハウ通商大臣は、 ハウ 加通商協定交渉担当者会談での協定案確定から三日 (C. D. Howe) 通商大臣は日本の井口大使の来訪を求め 予定されている日加通商協定の核心 同書簡において、こうした買入れに 日本 月

論に悪影響を及ぼすことを強調した。という状況は、日本との最恵国待遇による貿易関係樹立へのカナダ世という状況は、日本との最恵国待遇による貿易関係樹立へのカナダ産小麦・大麦の対日輸出の抑制や一時的な排除

協定の無条件無差別待遇原則をめぐり日加間の外交問題となった。 前述のように、米国余剰農産物を活用したMSA第五五〇条による が可能となるなどのメリットがあったが、他方で輸出品目が競合する 強い警戒心と不安を抱いていた。特に当時小麦・大麦ともに輸出高に おいて世界トップクラスであり、日本を有力な輸出市場としていたカ ナダにとって、対日輸出の減少につながる恐れのあるMSA第五五〇 条に基づく日本の小麦・大麦の買付を黙認することはできなかった。 条に基づく日本の小麦・大麦の買付を黙認することはできなかった。 こうしてMSA第五五〇条による日本の小麦・大麦買付は、日加通商 は定の無条件無差別待遇原則をめぐり日加間の外交問題となった。

定には抵触しないものと確信するとの認識を伝えた。 定には抵触しないものと確信するとの認識を伝えた。 定には抵触しないものと確信するとの認識を伝えた。 定には抵触しないものと確信するとの認識を伝えた。 定には抵触しないものと確信するとの認識を伝えた。 定には抵触しないものと確信するとの認識を伝えた。 定には抵触しないものと確信するとの認識を伝えた。

るカナダ側の考えを非公式に打診した。これに対しカナダ側は、贈与この本省からの「中間連絡」を受けた在加大は、本省の認識に対す

ないとし、日本側の認識を受け入れなかった。 に基づく日本の小麦・大麦買付を「ジャスティファイ」するものではは別個の問題であり、また無差別原則による支払いもMSA第五五〇条は別個の問題であり、また無差別原則による輸入とは支払い通貨の如分を含め割安となるとの点につき、あくまでも輸入そのものと贈与と

年度 されることを説明し、 の買付は小麦はIWA価格と同様の価格、 ブリトンに伝えた。その上で黄田は、 ないと述べた。 産小麦・大麦の対日輸出を抑制したり排除したりする意図は有してい 定されていることを十分承知しており、 差し当たり小麦五○万トン、大麦一○万トンを買い付ける予定である て贈与され、 価格で買付け、 ら小麦約六○万トン、大麦約三四万トンを買い付ける予定であり、 買付が米国及び友好国の通常取引を排除したり代替したりしないと規 ことを告げるとともに、 (J. C. Britton) 参事官に対し、 九日、 外務省から在日カナダ大使館側に次のように伝えられ ウ通商大臣書簡に対する回答は、「米側の説明ぶり」を確認した (昭和二九年度) 外務省の黄田多喜夫経済局長は在日カナダ大使館のブリトン 残り八○%は日本における米国の域外調達のため また日本は本年度 買付額の約二〇%は日本の産業開発のための援助とし こうした諸点からMSA第五五○条による日本 もほぼ同量の輸入を想定していることも黄田 日本はMSA第五五〇条において同条による わが方はMSA第五五○条に基づき (昭和1 MSA第五五〇条に基づく日本 カナダ側指摘のようなカナダ 一八年度)においてカナダか 大麦は 般的な米国 月

明らかにする必要がある旨本省に意見具申した。(8) 留保すると回答せざるを得ないと述べた。こうした状況において現地®) 量買付により日本がカナダ産小麦の買付を減少させることにある点か との日本側申し出に関しては、 SA第五五〇条に基づく日本の小麦買付は日加通商協定に違反しない て手交し趣旨を説明、 わるおそれがあり、 で交渉に当たる在加大は原則論に関する論争は結局 商省のシャープ(M. W. Sharp) り付けるよう訓令した。 トン参事官への説明内容をハウ通商大臣に申し入れ、 とブリトンに告げたのだった。 商協定の無条件無差別待遇原則に反するものではないと確信している の買付は厳に商業ベー 実質的な打開策として、 至急関係各省にて協議するとして確答は避けたが、 [からの買付が日加間の通常貿易を阻害しないことを事実によって 実際問題としてカナダの関心事はMSAによる大 カナダ側の了解を求めた。これに対し同次官補 スのものではなく、日加間で計画されている通 この訓令に基づき井口大使は一月二二日 カナダ産農産物の一定量の買付を約束し そして外務省は在加大に対しこのブリ 無差別原則に基づくカナダ側の権利を 次官補を往訪 訓令内容を書簡とし 「水掛け論」 先方の了解を取 少なくともM 通

(2) 米加間協議

前述のようにMSA第五五〇条による日本の小麦・大麦買付は、

力

遇による関税率を与えカナダにおける日本製品の大幅販売増を可能と

を受け入れることを望んでいる、

そのためにカナダは日本に最恵国待

カナダもアメリカ同様日本の経済力強化や日本が防衛費の自己負担増

者は、 側は通商省と小麦局の担当者をワシントンに派遣し、 国が日本を助ける方法として見い出した唯一の方策がMSA第五五○ 算支出は最小限に抑える必要がある、 対しても強い反対があり、また現在極度のインフレ状態にあるため予 軍事援助協定を日本と結びたい、 待遇原則に反しないとの考えを有することが明らかになる中、 く日本の買付内容や日本側が本件買付は日加通商協定の無条件無差別 情報提供や申入れが行われてきたが、 あった。 ても輸出市場として最大規模のカナダとの協調関係を維持する必要が ために協力し合ってきた米国との関係も重要であり、 の輸出減少に繋がる重要問題であり、この点に関して米国に厳しい ナダ側は、カナダはアメリカの対日援助に不満を述べるつもりはなく、 条による援助である旨、 など米国側関係機関担当者と会談した。 に当たらせた。カナダ側担当者は、 を向けざるを得なかった。 ナダにとって最大規模の輸出市場である日本へのカナダ産小麦・大麦 米国は日本が厳に防衛のための軍事力をゆっくりと構築し得る このため両国間ではこれまでにもMSA第五五○条をめぐり アメリカ側の考えを説明した。 他方、共にドル圏に属し貿易自由化促進 しかし日本ではいかなる軍事支出に 一月二二日、ワシントンで国務省 こうした困難な状況において米 日加間の協議を通じ同条に基づ この会談において国務省担当 米国側との協議 これに対しカ カナダ

する通商協定を結びたいと願っている旨、カナダ側の見解を示した。 そしてカナダ側は、日本のMSA第五五○条による小麦・大麦の買付 重大な危機に瀕している、カナダは日本市場において優越的な地位を 重大な危機に瀕している、カナダは日本市場において優越的な地位を (②) と主張した。

かについては触れられなかった。 での会談において、両国共に日本の再軍備や防衛費負担増、そして との会談において、両国共に日本の再軍備や防衛費負担増、そして かについては触れられなかった。

確な判断を示すことは困難であったと思われる。このため同在米大報格としてはカナダ側に目加通商協定の趣旨には賛成であると共にMSA第五五〇条に基づく取引の促進も米国政府の方針であることを明示については意見の表明を避けた模様であると在米大は本省に報告している。日加両国との関係、MSA第五五〇条による余剰農産物処理へいる。日加両国との関係、MSA第五五〇条による余剰農産物処理への農産物輸出国の反発などの観点から、米国としてMSA第五五〇条による買付と日加通商協定における無差別待遇原則との関係につき明による買付と日加通商協定における無差別待遇原則との関係につき明による買付と日加通商協定における無差別待遇原則との関係につき明による買付と日加通商協定における無差別待遇原則との関係につき明による買付と日加通商協定における無差別待遇原則との関係につき明による買付と日加通商協定における無差別待遇原則との関係につき明による買付と日加通商協定における無差別待遇原則との関係につき明による関係といる。

が現実的且つ実効的な対処策であると見ていた。国側としても日本がカナダ産小麦・大麦の一定量買付を保証すること与えればカナダ側も承認すると見ていると報告されているように、米格であることを強調し、来年度の購入量につき満足すべきコミットを格であることを強調し、来年度の購入量につき満足すべきコミットを格であることを強調し、来年度の購入量につき満足すべきコミットを格であることを強調し、来年度の関系による購入が緊急的性

(3) 買付保証

日カナダ側に、 せずとの認識を崩さず、 と同量の小麦・大麦を買い付ける見込みである旨を伝え了解を得よう 日加通商協定の原則に反するものではないが、 大麦の買付保証であった。このため日本側は、 況下において、現実的で実効的な解決策はやはり日本のカナダ産小麦 本件買付につき、 原則との関係に関する各国の認識・立場・対応などが明らかとなっ 条に基づく日本の小麦・大麦買付と日加通商協定の無条件無差別待遇 日本、 カナダ、 MSA第五五〇条による買付はその方法・内容により カナダは同協定に反すると主張し、日本はこれに反 アメリカの三国間相互協議を通じ、 アメリカは明確な判断を避けた。こうした状 日本は来年度も本年度 前述のように一月二二 MSA第五五〇

これに対するカナダ側回答は、一月二八日、ハウ通商大臣から井口

付は、 麦の日本側買付につき明確なコミットメントを得たいとするところで 益を疑われ政府として苦境に立つこととなるため、 及び日加通商協定発効直後の時期において一時的であるにせよカナダ 半分又は年間最小限三五万トン買い付ける取極の締結をハウ通商大臣 残りの期間及び来穀物年度(一九五四年八月~一九五五年七月) 則に反するものとなると改めて断言した。他方、 争機会を得られないMSA第五五○条に基づく日本の小麦・大麦の買 の正当なる対日輸出が減少するような事態となれば日加通商協定の実 の際とにかく本件MSA買付のため長期的にはもちろん、 は提案したのだった。このハウ通商大臣書簡に関し通商省のシャープ いて日本がカナダ小麦を毎月一○万トン、大麦を日本の年間輸入量 として、カナダの現穀物年度(一九五三年八月~一九五四年七月) したくないとの考えを示した。そしてこれらを踏まえ、具体的解決策 済強化の重要性を認識し、 ナダ政府は現在の日本の困難な状況を十分理解するとともに、 いてハウ通商大臣は、 大使への書簡により明確に日本側に伝えられた。すなわち同書簡にお(g) 画されている日加通商協定の核心たる無条件の無差別待遇原 カナダの意図するところは原則論上は異議あるものの、 カナダ政府の見解として、 日本がアメリカの援助を受けることを妨害 ハウ通商大臣は、 カナダ側が平等な競 カナダ産小麦・大 特 に M S A 日本経 にお カ

態収拾という考えは有していたものの、 このハウ通商大臣からの書簡を受けた本省側は、 カナダ側が求める買付保証期 買付保証による事

> のか、 がないのか、 側が主張してきた無差別待遇原則の 間に違和感を持った。すなわち、 であり、 はカナダをも含む諸国から無差別原則により購入することを要求する が購入すればあとの数量の輸入に当たってはカナダを除外しても異議 の方向」に向かうものではないかとの疑義が生じたのであった。 との関係において「著しく均衡を失する」のではないか、またカナダ (一九五五年) 七月末までの買付取極を提案してきたことは、 より具体的な観点から、カナダ側は日加間で合意した一定数量を日本 .の目途とされる「本年」(一九五四年)六月末までではなく、「来年」 前者ならば話を進めやすいが、 カナダ側の意図を確認する必要があると考えた。(%) あるいは一定量はカナダに確保し残余の購入に当たって MSA第五五〇条による今次買付期 「本来の精神からいえばむしろ逆 後者なら話合いはすこぶる困難 M S A

間

なものでカナダのノーマルな対日輸出を阻害しない限り反対する意図 理的な長期契約を結んでおけば正常貿易が阻害されないことが具体的 SA第五五〇条又は類似の条件で今後もオファーすることを予期して どにつきカナダ側に説明を求めた。これに対し、 るという趣旨で今回提案を行ったと説明した。 に保証され、 A第五五○条による買付との関係、 い関係につきカナダ側としては、 このため、日本側は今次カナダ提案における買付保証と今後のM その数量や条件にもよるが、カナダ産麦類の対日輸出につき合 その期間差別なりや否やの論議を繰り返すことが避け 現行MSA又は類似の援助が合理 及び無差別待遇原則との整合性な また無差別待遇原則 カナダ側は米国 が M

れざるを得ない点を了解ありたいと改めて強調した。 れない限り日加通商協定締結に対しカナダ政府が困難な立場に立たさ であったが、結論的にカナダ側は、 として出した案であるとの考えを示した。論理的には苦しい説明ぶり 棄する意図はなく、ただこれとの調整に苦慮した結果、「次善の策 よりカナダ麦類の正常な対日輸出の継続が阻害されないことが保証さ 五五〇条及び類似の援助は無差別原則を云々せず黙認するが、これに これにより日加通商協定の基本原則である無差別待遇を放 米国の合理的な数量のMSA第

本省に報告した。(8) この際買付保証を行って日加通商協定を成立させることは将来有望な する無条件無差別待遇原則を無視することは政治的に不可能であり カナダ市場進出への第一歩を踏み出すという観点から考慮に値すると このカナダ側説明ぶりに関し在加大は、カナダにおいては麦類に関

昨年 関係を考慮し、この際カナダ側提案のごとく「実際的見地」から買付 加大に訓令した。 証量を小麦六〇万トン 保証による解決をはかる方針を伝えた。そして具体的買付量として、 ナダ側見解には同意し得ないが、 五五〇条による買付が日加通商協定の無差別待遇原則に反するとの こうした報告を受け本省側はカナダ提案への対応方針をまとめ、 (一九五三年) 八月から本年 (一九五四年) 七月末までの買付保 (同五万トン)、本年八月から来年 (一九五五年) 七月末までの 同訓令において本省側は、 (今後七月末までに一五万トン)・大麦三四 ガット仮加入の経緯及び今後の日 日本としてはMSA第 在 加

> ナダ側の了解を得るよう指示した。 最低買付保証量を小麦五○万トン・大麦三○万トンとするラインでカ

旨説明した。 に立つため今後本年七月末までの一○万トン増加を特に重視している いずれか少ない方の量の買付保証案を示した。またこのハウ提案に関 月から来年七月末までの分は六○万トン又は年間輸入総量の三五%の 末までの分につき日本側提案より一〇万トン増の二五万トン、本年八 同大臣は小麦の買付保証量に不満足の意を示し、対案として本年七月 しシャープ次官補は、ハウ通商大臣は協定成立と前後してMSAが成 二月二三日、井口大使はハウ通商大臣に本省の訓令内容を伝えたが、 それに続く数ケ月の小麦輸出が激減しては政府として甚だ苦境

急カナダ側との解決をはかるよう在加大に訓令した。 量も「ぎりぎりの線」であったが、日加関係の大局的見地から関係者 で、この数量がわが方の保証し得る最大限度であることを踏まえて至 本年八月以降来年七月までを五五万トンとすることに同意させたの を極力説得の結果、 しからして来年度の外貨予算は相当緊縮の見込みでありわが方提示数 カナダ側からの小麦輸入増量要求に対し、本省は、 小麦の買付量を今後本年七月末まで二〇万トン、 国際収支の見通

し、これに基づき三月三一日、 に関するコンフィデンシャル・ノー ·の訓令による日本側提案に対しカナダ側は三月! 日加通商協定の調印と共に本件買付保 トが日加間で交換された。 二日実質的 に同

証

ついては本協定の最恵国待遇から除外されること、カナダは国内産気している。また三つの付属交換公文は、沖縄に供与される利益に が自国 意される例外を除き小麦・大麦・木材パルプなど九品 るために必要な関税評価を行い得ること、そして日本は両国間で合 業に重大な損害を与える商品の輸入に対しその損害を防止・ に輸入に際する為替制限や数量制限を行わないこと(第三条) 項に関し両国が相互に最恵国待遇を与えること(第一条)、 およびカナダからの小麦・大麦の買付保証に関するコンフィデンシャ たこの他に、 してカナダに無条件の無差別待遇を与えることの取極であった。 \exists ノートが交わされた。 加 [国際収支擁護のため必要とする場合を除き、 の 通 付属交換公文が付されている。 一商協定は前文、本文七ケ条及び末文からなり、 闻 九品目への無条件無差別待遇供与に際する例外措置 協定本文では主に、 原則として相互 目の輸入に対 これらの 及び両国 関税事 救済す 他

カナダは日本に関税上の最恵国待遇を与えるが、日本は単一関税国でな通商関係を築くという大局的な観点からの意義はあったが、実質的な観点からは九品目に関する無条件無差別待遇の獲得がキーポイントな観点からは九品目に関する無条件無差別待遇の獲得がキーポイントな観点からは九品目に関する無条件無差別待遇の獲得がキーポイントとなった。本協定交渉における「give and take」の観点からすると、

遇であるならば、 無差別待遇を供与することを受け入れた。 貨予算制度を運用せざるを得ない日本は、 の獲得であった。 加通商交渉における「give」となる譲許が日本への関税上の最恵国 からの更なる要求やガット仮加入問題との関連もあり、 るものの自国国際収支擁護のための制限を留保した。 日本に全般的な為替・数量制限の緩和を求めるが、外貨不足による外 な対日輸出品である小麦・大麦・木材パルプなど九品目に対し無条件 上カナダが直接的に得られる実益はなかった。 また食糧や原材料に対する関税は低く抑えられていたため関税 「take」となる実益は九品目への無条件無差別待遇 すなわちカナダにとって日 これを原則としては容認す このためカナダは当初 しかしカナダ側 カナダの重要

認している。 閣は の成立と前後してMSA第五五○条による小麦・大麦など米国余剰農 されている日本との通商協定締結を承認するよう求め、 大臣は通商大臣・大蔵大臣の同意の下、 日本とこの原則論をめぐる交渉が進められていた一月一八日付で外務 方でカナダは日加通商協定交渉を後戻りさせる意図はなかった。実際 条件無差別待遇原則に反すると主張し、 小麦・大麦など余剰農産物の買付は計画されている日加通商協定の無 O, この実益を守るべく、カナダ側はMSA第五五〇条に基づく日 一月二一日、 予定されている日本との通商協定締結及び付属公文の交換を承 カナダが直接的に最も憂慮していたのは、 協定署名の時期や場所については決定を延期したも 内閣に対しカナダ政府が計画 日本側に強く迫った。 これに対し内 日加通商協定

るべき」旨述べている。 (テン) グリーンライトを示した結果であり今後とも少なくとも小麦に関する 回のMSA小麦交渉が妥結の運びとなりたるのもカナダが米国に対し を示しこれを牽制する意図もあったと思われる。 規定による米国の余剰農産物処理に対し日米両国に自国のプレゼンス 買付保証を求めた。 であった。これを回避するための実質的な担保としてカナダは日本に 産小麦・大麦の正常な対日輸出が減少するような事態となれば 産物買付協定が成立し、 MSA第五五〇条による日本の余剰農産物買付や今後の同条又は類似 通商協定の実益を疑われ政府として苦境に立たされることになること また農産物輸出国であるカナダとしては、 それに続く時期において一時的にせよカナダ ハウ通商大臣は、「今 今回 日加

れ

の米国 れる可能性もあると危惧し、 買付に関しカナダ側から計画中 本の余剰農産物買付も大枠設定を経て実質的な買入条件などについ 物買付との関係をどのように考えて来たのであろうか。 心を寄せているとの観測に基づき、 係につき外務本省に照会している。 交渉が進められていた昭和コ ○月に日加通商交渉が実質合意に至り、 方日本は、 **:のMSA第五五○条による諸産品、** 日加通商協定とMSA第五五○条による米国余剰農産 一八年一一月下旬、 この点につきカナダ側から説明を求めら の日加通商協定違反という抗議がなさ 同条による米国からの小麦・大麦 すなわち在加大は、 MSA第五五○条による日 特に小麦の売却に多大の関 在加大はこの両者の関 カナダが最近 昭和二八年

も買付保証による解決を図った

分の 則に抵触せず正当化できるものであると認識しており、 のではないかと思う」と述べている。 SA第五五〇条による米国余剰農産物買付協定の早期成立を望む日本 固定認識による議論は このため本件無条件無差別待遇をめぐるカナダ側の原則論と日 的に変わらなかった。 申し出を受け日加間で交渉が行われるようになってもこの認識は基本 五五〇条による米国余剰農産物の買付は日加通商協定の無差別待遇原 ドル貨を使わない円貨による買付である点でジャスティファイできる デリケートであるが、五五○条の買付は価格が大体IWA並という点、 者との会談において、「カナダとの関係は日加通商協定の関係もあり と回答している。 はドルに依らず円で行うほか、米国政府は代金の一部、少なくとも五 る無条件の無差別待遇原則を無視することは政治的に不可能であり、 を異にしており、 た際の対応ぶりを照会したのだった。これに対し本省は、® 一を日本側に贈与することとなるため日加通商協定の対象と性格 また翌一二月、 カナダに対する差別待遇の問題は生じないと考える 前述のようにカナダとしても小麦・大麦に対す 「水掛け論」の様相を呈し、 黄田経済局長は在日米国大使館担当 このように、 外務省はMSA第 日加通商協定とM カナダ側 本件買付 |本側 から

また貿易・投資をはじめ経済関係で極めて密接な関係を有するカナダ 五五○条による余剰農産物処理や対日援助は米国にとり重要であり、 い動向も重視せざるを得ないものであった。 米国については本稿では限定的な検討にとどまっ そして米加両国とも自由 M

0

実質的解決を日本側に示唆したものと思われる

陣営の有力メンバーである日本の再建を援助する必要性については認 国は無差別待遇原則に対する明確な判断はなし得ず、 恵国待遇による貿易の機会均等の供与を手段としつつ、 識を一にするところであり、 が生じないよう利害調整を図る必要があった。こうした状況の中で米 米国はMSAなどの援助を、 買付保証による 両者間で齟齬 カナダは最

SA第五五〇条に基づく日本の米国余剰農産物買付を成立させたの 別待遇問題を実質的な買付保証により乗り切り、 ておらず、 判断は困難であった。 であった。 貿易上、 特に数量制限や為替制限との関係での無差別待遇原 日加両国そして米国はそれぞれの思惑の下、 日加通商協定においても明確な基準は示され 日加通商協定とM 無条件無差 厠

た。 り、

輸出国となった。 ナダから関税上の最恵国待遇を獲得し 四五〇〇万ドルと伸長した。また、カナダ産小麦の対日輸出も増加し にあったが、実際、 九五三年七月〜翌年六月期にはカナダにとって日本は第二位の小麦 五〇〇万ドルから、 前述のように、日本にとって日加通商協定締結の最大の意義はカ 日本のカナダへの輸出額は、 九五四年約二一〇〇万ドル、 対加輸出を伸長させること 一九五三年の約 九五五年約

け

一つのステップを踏んだ。

めたものであったが、 条件無差別待遇の供与は、 最恵国待遇の獲得は日加通商協定交渉において日本側が積極的に求 小麦・大麦・木材パルプなど九品目に対する無 カナダからの強いプレッシャーにより受け

> 予算とするグローバル・クオー に基づき、 通商協定は日米友好通商航海条約とは大きな差異を有するものであ 易自由化の趨勢の中、 て例外的に容認されている。従って、 際収支擁護のために必要な為替制限ないし数量制限は、 れた日米友好通商航海条約では、 入れたものであった。 一部改正によりこれら九品目に対し通貨区分をなくし全地域一本の ·由化へのアプローチとして注目されるものであった。 ®) その輸入について無条件の無差別待遇を供与する点において日加 当時 または恣意的に差別的な方法で行ってはならないことを条件とし 日本はこの九品目への無条件無差別待遇に関するカナダとの合意 「通商自由化を目指す日加協定」 日加通商協定調印後の昭和二九年四月一日、 旧来の関税品目上の交渉に加わった新たな貿易 しかし、この無条件無差別待遇は、 夕制の採用を決定し、 第一二条および第一四条において国 九品目に限定されているとはい と呼ばれたゆえんとなっ 貿易自由化に向 不必要に有害 前年に調印さ な貿

- 加通商協定」と略記)第三巻。 外務省記録「日本・カナダ通商協定関係一件」B'.5.2.0.J/CA1(以下、「日外務省記録「日本・カナダ通商協定関係一件」B'.5.2.0.J/CA1(以下、「日の
- 2 いる。 第七条は、 間の条約又は協約は廃棄されたものとみなす旨を規定している。 に日本が当該連合国に与える最恵国待遇及び内国民待遇につき規定して ることを宣言するとともに、 友好的な基礎の上に置くために条約又は協約の締結を開始する用意があ 一二条は、 を希望するかを日本に通告すること、 れかの二国間条約又は協約を引き続き有効とするか又は復活させること る範囲内で供与されることとなっていた ただし、 日本が各連合国との貿易、 各連合国が本条約の対日発効一年以内に日本との戦前のいず この最恵国待遇や内国民待遇は当該連合国が日本に与え この新条約又は協約が締結されるまでの間 及び同通告がなされない当該二国 海運その他の通商関係を安定且 また第
- 書、「日加通商協定」第一巻。(3)昭和二七年四月二四日付日本国外務省より在日カナダ連絡使節団宛口上
- 一四五号、同右。(4)昭和二七年七月一六日発在カナダ井口大使より岡崎外務大臣宛電報第
- 一五五号、同右。 一五五号、同右。
- 渉経過録」と略記)、「日加通商協定」第六巻。(6)外務省経済局「日加通商協定交渉経過録(昭和三十年六月)」(以下、

計』(東洋経済新報社)、一九九九年、五一一・五一五頁より算出。(7)大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和二七~四八年度 第一九巻

統

- 点で同論文を参考としている。 トリ http://hdl.handle.net/2433/56898)。 本稿作成に際しては多くの(8) 柴田茂紀「日本のGATT仮加入とカナダ」(京都大学学術情報リポジ
- (9)「交渉経過録」。
- (\(\mathref{\Pi}\)) Memorandum for Cabinet, Ottawa,[n.d.], Documents on Canadian External Relations (DCER), Vol.19 1953, pp.1587-1593.
- 交渉に際し在加大使に対する訓令に関する件」、「日加通商協定」第一巻(Ⅱ)昭和二七年一○月二八日決裁外務省経済局第三課起案高裁案「日加通
- 一四号、同右。(12)昭和二七年一○月三一日付岡崎外務大臣より在カナダ井口大使宛訓令第(12)昭和二七年一○月三一日付岡崎外務大臣より在カナダ井口大使宛訓令第
- (13)「交渉経過録」。
- 六四号、「日加通商協定」第一巻。(14)昭和二八年二月五日付在カナダ井口大使より岡崎外務大臣宛公信オG第
- (15)「交渉経過録」。IMF協定(一九四七年)は、協定制定当時の世界的ないの移行促進のためIMFは加盟国との間で為替自由化のための年次協年)に終了することとされ、終了後は為替制限を撤廃した国(八条国)への移行促進のためIMFは加盟国との間で為替自由化のための年次協への移行促進のためIMFは加盟国との間で為替自由化のための年次協への移行促進のためIMFは加盟国との間で為替自由化のための年次協会が表示が表示。IMF協定(一九四七年)は、協定制定当時の世界的な議を行うこととされた。またガット規約にも国際収支上の理由によって議を行うこととされた。またガット規約にも国際収支上の理由によって議を行うこととされた。またガット規約にも国際収支上の理由によって議を行うこととされた。またガット規約にも国際収支上の理由によって

論社、二○一五年、一二頁。 論社、二○一五年、一二頁。 論社、二○一五年、一二頁。 論漢的に数量制限を実施することを認めた第一二条があり、IMF同様 一一九六四年」、成城大学経済研究所研究報告 No.42、二○○五年三月。 一一九六四年」、成城大学経済研究所研究報告 No.42、二○○五年三月。 一一九六四年」、成城大学経済研究所研究報告 No.42、二○○五年三月。

- 報第四○号、「日加通商協定」第一巻。 三七号、昭和二八年三月四日発岡崎外務大臣より在カナダ井口大使宛電(16) 昭和二八年二月二六日発岡崎外務大臣より在カナダ井口大使宛電報第
- 三二号(平成三一年三月)、外務省外交史料館、参照。国際政治経済 ―一九四九~六四年」(研究会報告)、『外交史料館報』第(明第・為替の自由化については、浅井良夫「貿易・為替自由化をめぐる)
- 三二号、「日加通商協定」第一巻。(8)昭和二八年三月四日付岡崎外務大臣より在カナダ井口大使宛公信経三第
- 一六四号、同右。(3)昭和二八年七月九日発在カナダ井口大使より岡崎外務大臣宛電報第
- として存置するよう日本側の再考を求める一幕もあったが、結果的に条三三九号、同右。なお、関税評価権については、この後カナダ側が条文(20)昭和二八年七月九日付在カナダ井口大使より岡崎外務大臣宛公信オG第
- (21) 同右公信

文化されず交換公文となった

(22) 同右公信

- アルゼンチンから例え他国産より高い価格であっても小麦や羊毛を輸入支払協定により同国への鉄鋼製品の輸出拡大を図ったが、そのためには(23) 例えば、当時日本はアルゼンチンとのオープン・アカウントに基づく貿易・
- 書 GATTへの加入』上・下、令和四年二月、に採録されている。を含む日本のガット加入に関する主要外交文書は外務省編『日本外交文第三六号、令和五年三月、外務省外交史料館。なお、ガット仮加入問題第三六号、

24

せざるを得なかった

- 事例研究』東京大学出版会 一九九二年 二○○頁。(25)赤根谷達雄『日本のガット加入問題《レジーム理論》の分析視角による
- 宛電報第一九八号、「日加通商協定」第一巻。 一九七号、昭和二八年八月一三日発在カナダ井口大使より岡崎外務大臣(26) 昭和二八年八月一一日発在カナダ井口大使より岡崎外務大臣宛電報第
- (27) アルゼンチンとの貿易・支払協定(オープン・アカウント)に基づく同は、日加通商協定調印時にコンフィデンシャル・ノートが交換されるこじているか又は今後効力を生じることのある特定の輸入計画又は約束に 回からの小麦・大麦輸入など、日本がカナダ以外の国との間で効力を生 は、日加通商協定調印時にコンフィデンシャル・ノートが交換されることによる。
- 二五九号、「日加通商協定」第二巻。(2)昭和二八年一○月二一日発在カナダ井口大使より岡崎外務大臣宛電報第
- (2)『日本外交文書』概要「昭和期Ⅳ 日米関係(昭和二十七-二十九年)上・

下」、『外交史料館報』第三五号、令和四年三月、外務省外交史料館。

昭和二八年一〇月三〇日発在米国新木大使より岡崎外務大臣宛電報第

30

略記)。 略記)。 A:1.5.2.1-1(以下、「池田・ロバートソン会談」と ソン会談を含む)」A:1.5.2.1-1(以下、「池田・ロバート)(池田・ロバート 国訪問関係雑件 池田特使関係(一九五三年一○月)(池田・ロバート 三五七号(別電)、外務省記録「本邦特派使節及び親善使節団米州諸

研究15』、山川出版社、一九九三年参照。 根谷達雄「一九五○年代における日本の対外経済政策の展開 ―日米余剰根谷達雄「一九五○年代における日本の対外経済政策の展開 ―日米余剰

「米国余剰農産物」と略記)第一巻。 八九四号、外務省記録「米国余剰農産物購入関係一件」E'.2.3.1.4(以下、八九四号、外務省記録「米国余剰農産物購入関係一件」E'.2.3.1.4(以下、3)昭和二八年八月三日発岡崎外務大臣より在米国新木大使宛電報第七二七(32)昭和二八年八月三日発岡崎外務大臣より在米国新木大使宛電報第七二七

号、同右。(3) 昭和二八年八月六日発在米国新木大使より岡崎外務大臣宛電報第八九四

(34)昭和二八年九月一六日発在米国新木大使より岡崎外務大臣宛電報第

(35) 同右電報

四一号、

一〇四七号、同右。 (36)昭和二八年九月二日発在米国新木大使より岡崎外務大臣宛電報第

(37)昭和二八年九月一八日発岡崎外務大臣より在米国新木大使宛電報第

九二二号、同右。

報第一二一七号、同右。(38)昭和二八年一○月一日発在米国新木大使より犬養外務大臣臨時代理宛電(38)昭和二八年一○月一日発在米国新木大使より犬養外務大臣臨時代理宛電

学経済論集』第四○巻 第四号(二○○四年一月)。(39)石井晋「MSA協定と日本―戦後型経済システムの形成②」、『学習院大

・昭和二八年一○月一六日発在米国新木大使より岡崎外務大臣宛電報第

 $\widehat{40}$

二九三号、

「池田・ロバートソン会談」。

一三〇二号、同右。)昭和二八年一〇月一九日発在米国新木大使より岡崎外務大臣宛電報第

41

(42)昭和二八年一○月二二日発在米国新木大使より岡崎外務大臣宛電報第

三一八号、同右。

(4) 昭和二八年一○月一日付外務省経済局「MSA第五五○条による米電報第一○○四号、「米国余剰農産物」第一巻。

約九○ドルであった。同右。

「対・表がCIFでトンあたり約八二ドルであるのに対し米国小麦は国余剰小麦買付の場所および方式について」によれば、当時、カナリの場が表別である。

一三九八号、「米国余剰農産物」第一巻。(45)昭和二八年一一月一○日発在米国新木大使より岡崎外務大臣宛電報第(45)昭和二八年一一月一○日発在米国新木大使より岡崎外務大臣宛電報第

(46) 石井前掲論文。

一一八五号、「米国余剰農産物」第二巻。(47)昭和二八年一二月八日発岡崎外務大臣より在米国新木大使宛電報第

- 四一六頁。 四一六頁。 四一六頁。 四十六頁。 四十六頁。
- 定関係」E'.2.3.1.4-1 第一巻。 第一二二一号、外務省記録「米国余剰農産物購入関係一件 購入協い 昭和二八年一二月二二日発岡崎外務大臣より在米国新木大使宛電報
- 第五五○条による余剰農産物の購入に関する件」、同右。(5) 昭和二八年一二月二八日決裁外務省経済局第三課起案高裁案「MSA法
- 公信経三第九七九号、同右。 (51) 昭和二八年一二月三○日付岡崎外務大臣より在米国武内臨時代理大使宛
- 第一巻(昭和二十七―二十九年)上』の「三 MSA交渉」に採録され(53) MSA第五五○条による日本の米国余剰農産物買入れ問題を含むMS A交渉に関する主要外交文書は、『日本外交文書 昭和期収 日米関係の A交渉に関する主要外交文書は、『日本外交文書 昭和期収 日米関係 A交渉に関する主要外交文書は、『日本外交文書 昭和期収 日米関係 A交渉」に採録され
- (54)昭和二九年一月八日発在カナダ井口大使より岡崎外務大臣宛電報第三号、 同第四号(別電)、「日加通商協定」第三巻。なお、本書簡発出に至るまでに次の経緯があった。一月五日の日加通商協定交渉担当者会談においであるが本協定との関係をどのように考えているかとの質問がなされ、日本側は「非公式な参考情報」としながらも本件買付が円貨で行われることやその一部分二〇%程度は日本側への贈与となる予定であるなどかことやその一部分二〇%程度は日本側への贈与となる予定であるなどかことやその一部分二〇%程度は日本側への贈与となる予定であるなどかことやその一部分二〇%程度は日本側への贈与となる予定であるなどかことで表している。

- の会談後カナダ側では関係各省担当者によりMSA第五五○条による日の会談後カナダ側では関係各省担当者によりMSA第五五○条による日米間取引への憂慮をハウ通商大臣から井口大使に伝えることが望ましいとの議論が進められ、この議論を通じて本書簡が用意された。昭和二九年一月六日付在カナダ井口大使より岡崎外務大臣宛公信オG第六号、外籍記録「日本・カナダ通商協定関係一件 議事録」B'.5.2.0.J/CA1-1。 Memorandum from Acting Under-Secretary of State for External Affairs to Secretary of State for External Affairs to Secreta
- 宛公信政第七号、「米国余剰農産物」第三巻。昭和二九年一月四日付在米国武内臨時代理大使より岡崎外務大臣農産物輸出国から抽象的ではあるが抗議が来ていると日本側に内話して実際、米国国務省の係官はMSA第五五○条の施行に対し殆どあらゆる実際、米国国務省の係官はMSA第五五○条の施行に対し殆どあらゆる

55

号、同右。)昭和二九年一月一三日発岡崎外務大臣より在カナダ井口大使宛電報第六

56

- (57)「交渉経過録」。
- transaction にあらず」とカナダ側に説明するというものであった。一〇号、同第一一号(別電)、「米国余剰農産物」第三巻。なお、「米側の分別であった。 (58) 昭和二九年一月二二日発岡崎外務大臣より在カナダ井口大使宛電報第
- 号、「米国余剰農産物」第三巻。(5) 昭和二九年一月二二発在カナダ井口大使より岡崎外務大臣宛電報第一四

 $\widehat{64}$

- (6)「交渉経過録」
- 61 p.1828. また一月一五日に国務省を往訪した在米大担当官に対し国務省 明していると述べた。 がMSA第五五○条の運用については深い関心を払わざるを得ないと表 ŋ External Affairs, (Ottawa), January 7, 1954, DCER, vol.20, 1954 Under-Secretary of State for External Affairs to Secretary of State for 日加通商協定の協定案文が確定した前記 より岡崎外務大臣宛電報第四八号、 会談の段階でカナダ側の交渉担当者は既に米国国務省より本件買付の "能性について内密に知らされていた。 カナダ側は日加通商協定との関係については未だ特に触れていない 本件買付けにつきカナダ政府から二回にわたり申入れを受けてお 昭和二九年一月一 「米国余剰農産物」 五日発在米国武内臨時代理大使 Memorandum from Acting 一月五日の両国交渉担当者

69

- (%) Ambassador in United States to Secretary of State for External Affairs, Washington, January 23, 1954, DCER, vol.20 1954, p.1842 1843.
- 報第八八号、「米国余剰農産物」第三巻。(6) 昭和二九年一月二六日発在米国武内臨時代理大使より岡崎外務大臣宛電

昭和二九年一月三〇日付在カナダ井口大使より岡崎外務大臣宛公信才 G

- (65)昭和二九年一月三〇日発在カナダ井口大使より岡崎外務大臣宛電報第第六六号、同右。
- (66)昭和二九年二月一〇日発岡崎外務大臣より在カナダ稲垣臨時代理大使

- 宛電報第三三号、「米国余剰農産物」第三巻
- 電報第三五号、同右。(67)昭和二九年二月一一日発在カナダ稲垣臨時代理大使より岡崎外務大臣宛
- 電報第三六号、同右。(8)昭和二九年二月一一日発在カナダ稲垣臨時代理大使より岡崎外務大臣宮
- の数字を上回ると考えていた。同電報。
 の数字を上回ると考えていた。同電報。
 の数字を上回ると考えていた。同電報。
 の数字を上回ると考えていた。同電報。
 の数字を上回ると考えていた。同電報。
- 五三号、「米国余剰農産物」第三巻。(70)昭和二九年二月二四日発在カナダ井口大使より岡崎外務大臣宛電報第
- 五○号、同右。 (71) 昭和二九年二月二七日発岡崎外務大臣より在カナダ井口大使宛電報第
- 号、同右。(72)昭和二九年三月二日発在カナダ井口大使より岡崎外務大臣宛電報第六二
- (73)昭和二九年四月二日付在カナダ松平大使より岡崎外務大臣宛公信オG第一八〇号、「日加通商協定」第四巻。なお、日加間で合意された日本の一八〇号、「日加通商協定」第四巻。なお、日加間で合意された日本の

- (4) 本件交換公文の形式をとった。 恵国待遇から除外されるとの協定本文における規定と対をなすものであ 恵国待遇から除外されるとの協定本文における規定と対をなすものであ
- (75)「交渉経過録」。
- (%) Memorandum from Secretary of State for External Affairs to Cabinet Ottawa, January 18, 1954, *DCER* vol.20 1954, p1835-1838.
- 五三号、「米国余剰農産物」第三巻。(77)昭和二九年二月二四日発在カナダ井口大使より岡崎外務大臣宛電報第
- (79) 昭和二八年一一月二七日発岡崎外務大臣より在カナダ井口大使宛電報第二八五号、「日加通商協定」第二巻。 二八五号、「日加通商協定」第二巻。
- (80)昭和二八年一二月五日付外務省経済局第三課「MSA五五○条に関する二五四号、「米国余剰農産物」第一巻。

件」、

- ら〔本編〕』、商工出版社、一九五六年、四三九頁、食糧庁『食糧管理統(82)前掲柴田論文、通産省通商局編『日本貿易の展開:戦後一〇年の歩みか

≒報 昭和三○年』、昭和三一年一一月、四七四─四七五頁より算定。

- (83)「交渉経過録」。
- (85)「交渉経過録」。